

各施設・事業所の長 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長
(公 印 省 略)

介護支援専門員資格の有効期間の特例措置の変更について（通知）

平素は、本県の医療福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかる介護支援専門員資格の特例措置については、
「介護支援専門員資格の有効期間の特例措置について（通知）」（令和 2 年 6 月 12 日付滋医福
第 1248 号）でお知らせしているところです。

この度、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえ、下記の通り特例措置の期
間を変更することとしましたので、お知らせします。

今回の特例措置の変更については、別添のとおり滋賀県ホームページにて掲載しておりま
す。該当の介護支援専門員について、個別通知はしておりませんので、貴施設・事業所にお
かれましては、所属の介護支援専門員に周知いただきますようお願いいたします。また、保有す
る介護支援専門員証の有効期間にご留意いただきますとともに、特例措置の対象となる介護
支援専門員の研修受講や更新手続についてご配慮いただきますよう併せてお願いいたします。

記

（変更前）

令和 2 年 6 月 9 日から令和 5 年 3 月 31 日までに介護支援専門員証の有効期間満
了日を迎える者については、本来の有効期間満了日の翌日から 1 年間は資格を喪
失しない。

↓

（変更後）

令和 2 年 6 月 9 日から令和 5 年 3 月 31 日までに介護支援専門員証の有効期間満
了日を迎える者については、本来の有効期間満了日の翌日から 2 年間は資格を喪
失しない。

ただし、やむを得ない事情により、更新に必要な研修の修了が困難な場合は、研
修修了までの間、資格を喪失しない。

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

介護・福祉人材確保係

TEL : 077-528-3597 / FAX : 077-528-4851